

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三津原 博
【住所又は本店所在地】	東京都港区西麻布四丁目19番6号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年3月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本調剤株式会社
証券コード	3341
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三津原 博
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	D T 弁護士法人 弁護士 伊奈 弘員 弁護士 西山 誠一 弁護士 梶谷 裕紀
電話番号	03-6870-3300

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年11月24日
訂正箇所	共同保有者の追加及び記載不備の訂正

(訂正前)

【表紙】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

(訂正後)

【表紙】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 3

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 提出者の株券等保有割合の1%以上の減少並びに提出者及び共同保有者の住所の変更

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三津原 博

住所又は本店所在地	東京都港区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三津原 博
住所又は本店所在地	東京都港区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	神奈川県横浜市青葉区

(訂正前)

なし

(訂正後)

## 第3【共同保有者に関する事項】

## 1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三津原 陽子
住所又は本店所在地	東京都港区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	神奈川県横浜市青葉区

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	有限会社マックスプランニング
勤務先住所	東京都目黒区大橋2丁目23番12号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	D T 弁護士法人 弁護士 伊奈 弘員 弁護士 西山 誠一 弁護士 梶谷 裕紀
電話番号	03-6870-3300

## (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	800,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 800,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		800,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年11月24日現在）	V	32,048,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		2.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		2.87

## 2 【共同保有者 / 2】

## (1) 【共同保有者の概要】

## 【共同保有者】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社マックスプランニング
住所又は本店所在地	東京都目黒区大橋2丁目2番12号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	東京都目黒区大橋2丁目16番29号

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和53年3月1日
代表者氏名	三津原 陽子
代表者役職	代表取締役
事業内容	不動産賃貸業等

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	D T 弁護士法人 弁護士 伊奈 弘員 弁護士 西山 誠一 弁護士 梶谷 裕紀
電話番号	03-6870-3300

## (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	2,240,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 2,240,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,240,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年11月24日現在）	V	32,048,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		6.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		8.04

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 三津原 博  
 (2) 三津原 陽子  
 (3) 有限会社マックスプランニング

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	11,440,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 11,440,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		11,440,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年11月24日現在）	V	32,048,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		35.70
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		44.51

## (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
三津原 博	8,400,000	26.21
三津原 陽子	800,000	2.50
有限会社マックスプランニング	2,240,000	6.99
合計	11,440,000	35.70